



日建連発第 88 号
平成 19 年 7 月 18 日

都道府県建築士会会長様

(社) 日本建築士会連合会
会 長 宮本 忠長
公 印 略

改正建築基準法の施行に関する確認申請書(設計者等)の
疑義事項の提出方について(ご依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 6 月 20 日施行された改正建築基準法の構造計算基準及び確認審査等については、建築士会といたしましても講習会等で周知に努めたところですが、国土交通省によりますと、その対応については停滞の状況にあるようです。

国土交通省はこのような状況を踏まえ、その方策として施行に関する補足説明を、これまでの講習会等での Q&A や、構造審査評議会・検査の運用解説を(財)建築行政情報センター(ICBA)のホームページに公表したり、構造関係技術基準解説書の発刊を考えています。

また、建築関係団体を通じ、設計者等から実務面での疑義事項を提供頂き、それに対する回答を運用情報として公表することで多くの質問に答え、停滞している建築確認業務等の実施に役立てる対応方針を打ち出しました。

つきましては、貴建築士会より、実務面で、今回の改正点から、意匠・構造・設備・手続き等に対する疑義事項の提出をお願いするものです。

お忙しい中 誠に恐縮ですが、上記の主旨をご理解の上、メール・FAX 等にて本会事務局宛お送り下さるようお願いいたします。

頂きましたご質問につきましては、国土交通省に投げかけ、その回答は逐次(財)建築行政情報センター(ICBA)のホームページにおいて公表を予定しております。

何卒ご協力方 宜しくお願い申し上げます。

記

1. 締 切 平成 19 年 7 月 31 日 (これを第 1 次締切とし、以降において疑義事項発生の場合も逐次お送り下さい。)
2. メールアドレス・Fax info@kenchikushikai.or.jp ・ 03-3456-2067
3. 宛 先 担当 神保